

平成20年3月25日

於 教育委員会室

平成20年3月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成20年3月大和市教育委員会定例会

平成20年3月25日(火曜日)

出席委員(5名)

1番 委員長職務代理者	田村 繁
2番 委員	長谷川 愛子
3番 教育長	山根 英昭
4番 委員	奥原 美帆
5番 委員長	鈴木 健次

事務局出席者

教育総務部長	井上 昇	総務課長	井上 純一
学校教育課長	小川 輝夫	学校教育課 保健給食担当 課長補佐	浜田 和博
指導室長	内澤 建治	教育研究所長	伊藤 恵子
生涯学習部長	熊谷 薫	社会教育課長	曾根 博明
スポーツ課長	堀内 一雄	生涯学習 センター館長	小方 明
青少年 センター館長	相沢 克正	図書館長	斎藤 一夫

書記

総務課庶務
調整担当
課長補佐 岩本 信也

日程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

- | | |
|------------------|--|
| 日程第 1 (議案第 9号) | 大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則について |
| 日程第 2 (議案第 10号) | 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則について |
| 日程第 3 (議案第 11号) | 大和市就学援助に関する規則について |
| 日程第 4 (議案第 12号) | 大和市特別支援教育就学奨励に関する規則について |
| 日程第 5 (議案第 13号) | 大和市児童生徒医療費援助規則について |
| 日程第 6 (議案第 14号) | 大和市治ゆ証明書交付規則について |
| 日程第 7 (議案第 15号) | 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 8 (議案第 16号) | 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 9 (議案第 17号) | 大和市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 10 (議案第 18号) | 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 11 (議案第 19号) | 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 12 (議案第 20号) | 大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について |

- 日程第13(議案第21号) 平成20年度県費負担教職員の研修の一般方針について
日程第14(議案第22号) 35人以下学級の早期実現を求める請願書
日程第15(議案第23号) 県や国にたいして、30人学級の早期実現を求める意見書の提出を願う請願書
日程第16(議案第24号) 大和市教育委員会職員の人事異動について
日程第17(議案第25号) 大和市文化財保護審議会委員の委嘱について
7 その他
8 閉 会

開 会

開会 午前10時00分

鈴木 委員 長 それでは、開会に先立ちまして傍聴の方に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明するなど、審査に支障を来すことのないよう、念のため申し上げます。

それでは、ただいまから教育委員会3月定例会を開会します。

会議時間は、日程の関係上、午後1時までといたします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、2番の長谷川委員、3番の山根委員にお願いします。

それでは、教育長の報告をお願いいたします。

山根 教育 長 3月11日と21日に小中学校の卒業式が行われ、また本日が19年度の修了式ですので、学校では本日が一つの区切りということになります。

4月7日は、小中学校ともに入学式・始業式ですが、まさに桜とともに新しい年度を迎えることになります。

それでは、前会2月21日以降の件につきまして報告いたします。

2月24日に市内一斉防犯パトロールが、市内9会場で行われました。参加者は、162自治会と防犯協会、交通安全協会など約2,000人です。

次に、「沖縄芸能公演」ですが、市内で沖縄の踊りや歌、もしくは三線を習っておられる方々を中心にしまして、今回初めての公演が行われました。15演目あり、華やかな雰囲気での公演でした。

それでは、市議会定例会の報告をいたします

議案については、前会、前々会の教育委員会において審議されました「大和市放課後児童クラブ事業条例の一部を改正する条例について」、「工事請負契約の締結について」、「補正予算について」、「平成20年度当初予算について」、以上原案のとおり可決されています。

一般質問につきましては、11人の議員から質問を受けました。その内容につきまして、ポイント毎に概要を報告します。

1点目は、「いじめ、不登校について」です。

いじめ問題を解決するためには、児童生徒や教職員、さらには保護者や地域のひとりひとりがいじめをしない、させない、許さないという強い意識を持っていじめをなくすための行動を起こしていくことが重要であると考えております。新年度に入ってから、さらに児童生徒が主体的に考え、行動できるよう、児童会や生徒会が中心になった活動をバックアップしていく。また、これらの活動を学校のみならず、家庭や地域に広げていくために、学校におけるいじめ防止へ向けた取り組みを発表し合う、「(仮称)いじめ防止フォーラム」を開催し、子どもや保護者、学校、地域一体となったいじめ防止の機運を盛り上げていきたいと、お答えしています。

新年度の不登校対策新規事業としまして、中学校1校に不登校生徒が安心して、過すことができるように「支援教室」を開設し、学習の遅れがちな生徒に学習指導などを行う支援員を配置すると、お答えしています。

2点目は、「防犯カメラの設置について」です。

学校の安全対策につきまして、新年度より、防犯カメラを全小中学校に設置し、モニターからの映像記録によって、万が一不審者が侵入した場合であって

も、その後の対応のデータとなり、期待される大きな効果としては、不審者に対する抑止効果があると、お答えしています。

なお、抑止効果を高めるために、校門や玄関などに2台設置する予定であります。

防犯監視カメラの映像には、一般通行人など不特定多数の方が記録されることが想定されますので、プライバシーの保護を図るため、映像記録の保存や管理に関する運用基準の作成が必要となります。現在、大和市全体の公共施設に設置する防犯監視カメラの映像記録の保管・管理に関する統一的なガイドラインを定めるワーキンググループを設置し、検討しているところであります。

3点目は、「環境教育について」です。

ひとつは、「小中学校での環境教育の特徴について」という質問内容でしたが、環境学習や具体的な省エネ活動を進める際に活用できる教材として、本市では独自に、大和市環境学習ハンドブックや大和市環境ノートを作成し、平成18年度から学校で活用していると、お答えしています。環境学習ハンドブックは、環境学習の素材を地域から取材し、大和市を中心とした自然環境や人のかかわりのある環境を、緑、水、空気、エネルギーなどの10のテーマ別に学習できるようにしたもので、テーマの終わりには、私たちにできることを例示し、ひとりひとりが、環境を変えていく力を持っていることに気づかせるような構成となっております。市の独自教材を活用し、身近なところから、地域や生活に密着した環境学習を進めていくものです。

また、このような学校の取り組みを支援する仕組みとして、平成16年度から環境部と教育委員会が連携し、「緑の学校プログラム」を実施しております。異なる部局が連携し、時にはNPOとも共同して進めていくこのプログラムは、本市の大きな特徴となっております。平成16年度から今年度までの4年間に、市内のすべての小中学校がこのプログラムに参加し、延べ1万7,430人の児童生徒が、それぞれに創意工夫を凝らした環境教育を展開しております。

4点目は、「環境教育の方針について」です。

市の環境方針を踏まえ、4つの基本方針を立ており、その内容をご説明しています。「環境への責任ある態度の育成」、「体験活動の重視」、「身近な問題の重視」、「総合的な学習の時間の活用」です。以上の基本方針のもとに、全教育活動を通して環境教育を推進しておりますが、今後も重点課題として環境教育のさらなる取り組みとして、各学校の活動を支援していきたいと、お答えしています。

5点目は、「体育館の建て替えにあたって」です。

愛着や誇りの持てる学校づくりや建設にかかわる方々の多くの仕事を知ることの必要性、そして環境教育についてどのように考えているか、というご質問をいただきました。

体育館の建て替えは、子どもたちの学校生活に不便をかけることにはなりませんが、一方では、在学中に校舎や体育館の建て替えなど、大規模な改修は滅多に経験できないことでもあり、自分たちの学校の校舎や体育館の計画から建設までのさまざまな経過を知るとは、将来においても誇りや愛着のある学校として心に残るものと考えております。今後、体育館の順次建て替えを予定していますが、子どもたちに対しては、設計や工事といったそれぞれの段階で、建築、電気、設備等、建設に携わる多くの方々の仕事を知るとは、自分自身の職業への憧れなど大切な社会勉強になると考えており、工事中の各仕事場案内などができる場面を考えていきたいと、お答えしています。

また、建て替えにあたって、屋上や壁面の緑化や省エネ対策も検討していることから、これらの内容や必要性について、生きた教材として活用できる環境教育の場として提供していきたいと考えております。

6点目は、「山谷スポーツ広場について」です。これは、利用度の大変高い施設であるとともに、北部地域における重要なスポーツ活動の拠点でもあり、

現在と同等の機能を有した広場として確保し、ぜひとも存続させたいと、現在区画整理を行う設立準備委員会と調整中であることをお答えしています。

以上です。

鈴木委員 教育長の報告が終わりました。
質疑がありましたらお願いします。

長谷川委員。

長谷川委員 一般質問へのお答えを、6点ほど挙げていただきましたが、「いじめ、不登校問題への対策」のひとつとして、「いじめ防止フォーラム」というご説明がありました。昨年、一昨年と「教育フォーラム」を、教育委員会で行ってききましたが、こちらを「いじめ防止」という内容に特化したものにするのか、それとも全く独自のものであるのか、具体的に決まっているところがありましたら、教えていただきたいと思います。

内澤指導室長 現在検討しておりますのは、子どもたちが主体となり、いじめ防止に向けた活動を紹介する、あるいは講師を呼んでお話を聞くといった内容です。10月18日(土)、午後日程で、保健福祉センターホールで実施する予定です。

伊藤教育研究所長 「教育フォーラム」については、これまでどおりに行ってまいります。

田村委員 3点、意見と感想を申し上げます。

田村委員 1点目は、3月11日に行われた中学校の卒業式についてです。私も教育委員は、中学校の卒業式に参列しておりますが、子どもたちが非常にきちっとした態度で、整然とした立派な卒業式の様子を目の当たりにいたしました。先生方の指導が大変よく行き届いているなという感想です。

ただ、残念なことは、国歌斉唱が式次第にありながら、子どもたちの声がほとんど聞こえなかったように思えました。式次第にあるからには、できれば歌ってほしかったというのが、私の思いです。今後指導をお願いします。

2点目は、「支援教室」についてですが、見守っていきたくておりますので、今後の内容を教えていただきたいと思います。

3点目は、防犯カメラについてですが、小規模校では職員室に、職員がいないことが多く、実は監視できる体制になっていないという状態が考えられます。体制づくりについて検討していただきたいと思います。

山根教育長 1点目の卒業式の件ですが、「学習指導要領」においても指導するものとされていますので、教育委員会としても今後も指導していきたくて思います。

いじめ、不登校の件につきましては、1人でもそういう悲しい思いをする子をつくらぬように、今後も教育委員会・学校が一丸となった取り組みを行っていきたくて思っています。

防犯カメラについては、体制づくりの要素である人の確保等についても重要ですが、予算の制約もあり、人もカメラも両方というわけには難しいのが現状です。まず、防犯カメラの設置というところから始めたということです。

奥原委員 一般質問の5点目の体育館の建て替えについてですが、体育館や校舎の建て替え時は、一見生徒や児童からしてみると、本当に自分たちの活動とかの範囲が狭まって不便であるかもしれませんが、工事によって様々な勉強や経験をさせる良い機会であり、感受性が豊かな子どもたちに、様々なことをより多く経験させるという意味で、そういう機会を考えるということは素晴らしいことだと思います。これからもそのような場をつくっていただきたいと思います。

鈴木委員 ほかはないようでしたら、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。直ちに議事に入ります。

議 事

鈴木委員 日程第1(議案第9号)「大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則について」を議題といたします。

相沢青少年センター館長、細部説明をお願いいたします。

相沢 まず、大和市放課後児童クラブ事業条例についてですが、市の組織改編案を青少年センターもとに、事業の施行者を市長としまして、12月議会で制定されましたところ、その組織改編の根拠となる大和市事務分掌条例の一部改正案が否決されたことによりまして、この市議会3月定例会にて、市長を教育委員会に改正する条例案を提案させていただき、3月議会で可決、承認されました。

以上の経過のもと、施行者が教育委員会となったことを前提に、教育委員会規則として、この施行規則の審議をお願いするものでございます。

それでは、条文につきまして説明させていただきます。児童クラブ事業条例施行規則をご覧ください。

第1条につきましては、趣旨について規定しております。

次に、第2条は、各クラブの名称を別表で規定する旨定めております。3枚目の後段のほうに別表(第2条関係)とありますが、次のページにかけまして、16の現児童ホームの名称を、児童クラブとしまして定めています。

次に、第3条の第1項ですが、定員を定めていまして、基本を40人、上限を70人を超えない範囲内としています。この「70人を超えない範囲」の趣旨は、児童クラブの大規模化を防ぐためでございます。

ただし、緊急保護の必要な場合等については、同条第2項により対応できるようにしています。

第4条ですが、入会の手続を定めたものです。従来は、「入所」という表現をしておりましたが、児童クラブでは、保護者と指導員と行政とが一体となって運営する制度趣旨としましたことから、「入会」という表現にいたしました。

第5条は、入会の順位を定めたもので、これについては、従来と変わりはありません。低学年から順に入会していただくものでございます。

第6条は、対象児童を規定しているものです。条例の第3条第3項の規定において、例外として、4年生以上の児童を入会させることができる場合を規則で定めるとしてありまして、ここで、「定員に余裕のある場合に入会ができる」ものと規定しています。

第7条第1項ですが、指導嘱託員の設置についてです。従来と同様に、主任指導員、副主任指導員、指導員を置く規定です。同条の2項以降につきましては、指導嘱託員の資格、要件、定数、補助指導員などを定めております。なお、資格要件と職務につきましては、規則とは別に執務要領を定める予定でございます。

第8条ですが、育成料の納付ということで、月の途中においての入退会の場合の育成料を定めてありまして、次ページの上段に表を規定していますが、基本的には1か月を3等分して徴収率を定めるものでございます。

第9条ですが、育成料の減免規定で、第1号の生活保護世帯と、第3号の市民税非課税世帯は、予定どおり100%としております。第2号の保護者が中国残留邦人である場合についても、同法の趣旨に従いまして、100%減免とするものです。第4号の児童扶養手当受給世帯、第5号のひとり親家庭等医療受給世帯につきましては、50%の減免とするものでございます。

第10条については、変更届出、第11条は入会承認の取消通知、第12条は退会の手続、第13条は様式、第14条は委任を定めるものでございます。

最後に、この規則は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

鈴木 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いします。

委員長 田村委員。

田村 第3条について、各クラスの定員を、適正人数ということで40人と決めて委員長 いるわけですが、先ほど大規模化を防ぐため、70人を超えない範囲でという職務代理者 説明がありましたが、40人から70人といいますが、幅が広すぎるのではないかと思います。いかがでしょうか。

相沢 この規定は、40人を超えると絶対70人入会させようという趣旨ではあり

青少年センター ません。施設の面積、広さなど状況に応じて、40人以上であれば、健全育成館 長 に支障が生じる場合にはやはり40人となります。

この70人という上限ですが、国のガイドラインがありまして、その中で70人を超えない範囲ということが規定されております。全国的には、かなり大規模な児童クラブが非常に多いということが問題になっておりまして、その反省の上からガイドラインを定めたものと理解しています。

田 村 教室など施設の問題もそうですが、私が心配しているのは、70人ほどの子委員 長 どもたちを見る「眼」という意味で、指導員などの人数が足りなくなるのでは職務代理者 ないかということですが、いかがでしょうか。

相 沢 施行規則第7条をご覧ください。ここで指導嘱託員の定数が規定されておりますが、40人以内におきましては指導員を2名、41人から50人以内は3青少年センター 館 長 名、51人以上を4名ということで、人数に応じて加配をしています。さらに補助指導員による臨時の補充といった対応もしていきます。

鈴 木 ほかにはいかがですか。

委員 長 それでは、ほかにはないようでしたら、質疑を終結いたしまして、これより議案第9号について採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

鈴 木 異議なしということですので、議案第9号は可決いたしました。

委員 長 続いて、日程第2(議案第10号)「大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則について」を議題といたします。

井上総務課長、細部説明をお願いします。

井 上 大和市では、平成18年度、19年度、20年度の3年間にかけまして、条例総務課長 例や規則、要綱といった市政運営のためのルールを整備を行っております。その一環といたしまして、教育委員会におきましても、従来内部的に要綱あるいは要領で規定されていたものを、市議会や教育委員会の審議や正式な手続を行った上、市民に対して実施のルールなどを明確に示すために条例化、または教育委員会規則の制定を行うこととして、提案をさせていただきたくもでございます。

本議案も含めまして、日程の第2から日程の第6までに関しましては、すべてこの整備を行うための教育委員会規則の制定となっております。

参考までに、大和市条例等の整備方針についてお手元に配布させていただきました。

それでは、議案第10号にお戻りいただきまして、本規則の本文をご覧ください。

第1条は趣旨でして、第2条につきましては、非常勤特別職の種類、定数、目的、主な職務については別表に定めると規定しております。別表につきましては次のページ以降にあります。最初の通学指導員から、最後のページの青少年相談室職員まで、設置する非常勤特別職員の名称、定数、目的と主要な職務について定めています。

第3条は、任期についての定めです。

第4条ですが、報酬の額、支給方法については市の条例及び規則によるものが定められております。

次に、第5条ですが、非常勤特別職の勤務条件や職務の詳細などについては内規で定めると規定しています。

なお、施行日は、平成20年4月1日を予定しております。

鈴 木 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします委員 長 す。

奥原委員。

奥 原 第3条の任期ですが、文化財保護指導委員以外は1年とあります。この文化財委員 員 財保護指導委員を2年とした理由と、毎任期更新されているという現状はあるのか、お聞きしたいと思います。

曾 根 文化財保護審議会の委員と同じ任期をとということで、2年にしております。
社会教育 年中行事等で、年度にわたることがあるということもございます。

課 長

鈴木 質問の中には、重任の実態ということもあったと思いますが、任期1年とい
委員長 っても、更新で続いているのではないかと。今、文化財保護指導委員の説明で、
毎年委員が変わっていたのでは実務上困難があるということでしたが、これは
実は、ほかの分野でも共通していることではないかと思いますが、実態はいか
がでしょうか。

井 上 それぞれ医師会に推薦を頂いている方や、それぞれにその職務等の内容によ
総務課長 って事情は異なります。

田 村 非常勤特別職の委員は、おおよそ2年単位で交代しているように聞いていま
委員長 すが、青少年相談室の職員について、この仕事は、相談の継続性が大切でし
職務代理者 て、実際には2年くらいの単位で交代しているのではないかと考えられますが
いう、一応1年にしておいて、事情によって人が変わることもあるし、続けれ
ば2年でも3年でも4年でも可能なかどうか、その辺はいかがでしょうか。

相 沢 ご指摘のとおり、なかなか常に人が変わってしまうのでは、こちらとして
少年センター は、相談業務としてはあまり好ましいことではないと考えております。ただ、
館 長 逆に相談員になっていただく方のご都合というのもあります。そのバランスを
考えますと、やはり1年単位で考えていくほうがお互いに都合がいいのではな
いかと考えております。

鈴木 ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

委員長 これより議案第10号について採決をいたします。

本件の原案に対して、ご異議ありますか。

(異議なしの声)

鈴木 異議なしということですので、議案第10号は可決いたしました。

委員長 続いて、日程第3(議案第11号)「大和市就学援助に関する規則につい
て」を議題といたします。

小川学校教育課長、細部説明をお願いいたします。

小 川 ただいま井上総務課長のほうから説明がありましたように、「大和市条例等
学校教育 の整備方針」によりまして、従来は、大和市就学援助事務処理要綱で実施して
課 長 おりましたが、「既に3年間以上継続している、または3年間以上継続する予
定の施策に関するもののうち、市民に影響を及ぼす施策で、市民に対して実施
のルールを明確にする必要があるもの」に当たるため、規則化するものでござ
います。

内容に関してですが、第1条(目的)、学校教育法第19条の規定に基づ
き、経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対し
て必要な援助を行うため、大和市教育委員が行う事業について必要な事項を定
めるものとする。以下、対象、援助、援助の廃止、周知、委任等でございます。

以上でございます。

鈴木 要綱等から規則になって変わった部分は特にないということでしょうか。

委員長 小川学校教育課長。

小 川 ありません。

学校教育

課 長

鈴木 ほかに何か質疑はありますか。

委員長 それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第11号について採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

鈴木 異議なしということですので、議案第11号は可決いたしました。

委員長 続いて、日程第4(議案第12号)「大和市特別支援教育就学奨励に関する

規則について」を議題といたします。

引き続きまして、小川学校教育課長、細部説明をお願いいたします。

小川 これにつきましても、議案第11号と全く同じ理由により規則化するもので
学校教育 ございます。

課長 内容等は要綱等と全く変わりはありません。

鈴木 説明が終わりましたが、何かご質問はございますでしょうか。

委員長 奥原委員。

奥原委員 議案第11号と12号ですが、どちらとも一緒には重複して申請はできない
と書いてあります。もし両方の立場のご家庭があった場合、どちらを優先する
仕組みでしょうか。

鈴木 小川学校教育課長。

委員長

小川 就学援助が優先します。

学校教育

課長

鈴木

委員長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、ほかにはないので、質疑を終了いたします。

これより議案第12号について採決をいたします。

本件の原案に対して、ご異議はありませんでしょうか。

(異議なしの声)

鈴木 異議なしということでございますので、議案第12号は可決いたしました。

委員長 続いて、日程第5(議案第13号)「大和市児童生徒医療費援助規則につ
て」を議題といたします。

浜田学校教育課保健給食担当課長補佐、細部説明をお願いいたします。

浜田 大和市児童生徒医療費援助規則ですが、「大和市条例等の整備方針」に基づ
学校教育課 きまして規則化を行うものでございます。なお、この規則化につきましては、
保健給食 ただいま小川学校教育課長の説明があったのと同じ理由でして、「3年以上継
担当課長 続している事業であること、また市民に多大な影響を及ぼす施策であるものと
補佐 いうもの」であることから、規則化するものでございます。

現行は、医療費補助事務処理要領というものでございます。こちらを現在申
しました補助規則にするものでございます。

内容的についてですが、第1条(目的)ということで、内容は、学校保健法
に基づくもので、準用保護等の世帯に依りまして、医療費の補助を行うという
ものでございます。

第2条(対象)については、対象者の規定でして、生活保護法に基づく者、
生活困窮が認められる者を具体的に対象としているものでございます。

第3条として援助ということで、学校保健法施行令第7条に規定されてお
りますいわゆる学校病をこの援助の対象とするというものでございます。

この規則の規定の主眼は、対象と病名等を明確にするものでございます。な
お、現行の処理要領につきましては、具体的な事務の扱い等々が入ってござい
ました。それは今のところ要領ということでもとめる予定です。

鈴木 細部説明が終わりました。

委員長

質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第13号について採決をいたします。

本件の原案に対して、ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

鈴木 異議なしということでございますので、議案第13号は可決いたしました。

委員長

続いて、日程第6(議案第14号)「大和市治癒証明書交付規則について」
を議題といたします。

浜田学校教育課保健給食担当課長補佐、細部説明をお願いします。

浜田

大和市治癒証明書交付規則についてご説明申し上げます。

学校教育課 こちらにつきましても、規則化する理由につきましては、さきの議案と同じ
保健給食 でございます。

担当課長 内容としましては、まず第1条(趣旨)ですが、治ゆ証明書を学校へ提出す
補 佐 ることを徹底し、ひいては、いわゆる学校伝染病等々の蔓延を防止するという
ものでございます。

第2条に定める対象ですが、それぞれの小中学校に就学する児童及び生徒で
ございます。

第3条は措置としまして、治ゆ証明等を発行するときに、市が必要な措置を
行うということを定めたものでございます。

こちらにつきましても、現在大和市治ゆ証明書の実施要領というのが現在ご
ざいます。規則化するにあたりまして、具体的に内容、対象などを定めたもの
でございます。

鈴 木 細部説明が終わりました。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第14号について採決をいたします。

本件の原案に対して、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

鈴 木 異議なしということでございますので、議案第14号は可決いたしました。

委員 長 引き続きまして、日程第7(議案第15号)、日程第8(議案第16号)、
日程第9(議案第17号)、については、関連がございますので、一括して審
議をいたします。

それでは、日程第7(議案第15号)「大和市教育委員会教育長に対する事
務委任等に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第8(議案第1
6号)「大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する
規則について」、日程第9(議案第17号)「大和市立小学校及び中学校の児
童生徒の出席停止に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といた
します。

井上総務課長、細部説明をお願いします。

井 上 この議案第15号から第17号までと、その後の第18号については、い
総務課長 れもいわゆる「教育3法」の改正によるものでございますが、議案第16号と
第17号につきましては、文言の整理などの軽微な内容でございますので、この
議案第15号と一括で説明させていただきます。

それでは、まず、議案第15号をご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されまして、教育委員
会の権限に属する事務の自己点検評価が義務付けられるようになります。

その点検・評価は、この改正法により付議事項とされていますので、必要な
改正を行うものであります。

ページを2枚おめくり下さい。規則の第2条の第17号としまして、「教育
に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること」を追加いた
します。

1枚お戻りいただきまして、点検評価につきましては、教育委員会が所掌す
るすべての事業とされております。

そのため、第1号の文言を、整合をとるために、改正するものでございま
す。

施行予定日は、平成20年4月1日でございます。

点検・評価についての方法やルールなどにつきましては、来年度に、事務局
で検討させていただいたものを、勉強会や委員協議会などで委員のご意見を頂
戴したうえで、翌年早々の教育委員会会議に付議させていただく予定でござい
ます。

以上で議案第15号についての説明を終わります。

次に議案第16号「大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一

部を改正する規則について」でございますが、2枚目の新旧対照表をご覧ください。

同じ「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によりまして、市町村にも「指導主事」の設置が義務付けられたことによる文言の整理でございます。下線の部分の文言の整理でございます。

施行日は、平成20年4月1日でございます。

次に議案第17号「大和市立小学校及び中学校の児童生徒の出席停止に関する規則の一部を改正する規則について」ですが、こちらは、学校教育法の改正に伴いまして、法律の条文が繰り下げられましたことによる改正でございます。

この法律の条文の内容としましては、出席停止についての要件、必要な手続きなどを定めているものでございますが、この内容自体には変更はありません。

この改正された学校教育法の施行日が、昨年の12月26日となっておりますので、公布日から施行する予定でございます。公布日は、翌々日27日木曜日を予定しております。

鈴木委員 以上で細部説明が終わりました。いずれも教育三法の改正に伴う文言等の改正でございます。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

特に質疑がないようでございますので、これより議案第15号、第16号、第17号についてまとめて採決いたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

鈴木委員 異議なしということですので、議案第15号、第16号、第17号は可決いたしました。

続いて、日程第10(議案第18号)「大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内澤指導室長、細部説明をお願いいたします。

内澤指導室長 それでは、議案第18号をご覧ください。本議案につきましては、先ほど井上総務課長からも説明がありましたが、教育三法の改正によるものでございます。

まず、最後のページをご覧ください。学校教育法の改正に伴いまして、学校教育法施行規則の一部が改正され、各学校において、学校評価の実施、公表、教育委員会への報告が義務づけられるようになりました。このことを受けまして、本市といたしましても、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則に、学校評価に関する条文を追加し、学校評価の充実を図っていく考えでございます。

今回の管理運営規則の一部改正では、規則第20条、学校評議員の規定の次に、学校評価に関する1条を加えてございます。第1項では、学校が当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとしております。なお、この学校が自ら行う評価というのは自己評価と言われているものでございます。

第2項には、学校が評価を行うに当たっては、適切な評価項目を設定し行うものとするとなっております。

続いて、第3項では、学校の自己評価を踏まえ、保護者や学校関係者による評価を行い、その結果を公表するように努めるものとするとしております。この評価は学校関係者評価とされておりますが、今までの言葉で置き換えれば外部評価と呼ばれていたものでございます。

さらに、第4項では、自己評価や学校関係者評価の結果を教育委員会に報告することとしております。

第5項といたしましては、学校評価に関する必要事項は別途定めるとなっております。

以上が学校管理運営規則の一部改正の内容でございます。

なお、管理運営規則の一部改正に伴いまして、今後のスケジュールといたしまして、平成20年度中には市内全小中学校において自己評価の公表及び報告を行うこととし、平成21年度以降は学校関係者評価の実施、公表、報告に向けて取り組んでいきたいと考えております。

鈴木 説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委員長 長谷川委員。

長谷川 第3項のいわゆる外部評価について、生徒の保護者その他の学校関係者と委員 いうことですが、学校評議員も結果的にこの関係者の中に入るのかどうか、必ずしもそうではないのか、どのようなことが想定されるのか。この外部評価の関係者について詳しくお伺いしたいと思います。

内澤 学校関係者評価につきましては、新たに学校関係者を集めて評価委員会をつ指導室長 くる、または、学校評議員会で学校関係者評価の役目を担っていくという方法などがあります。実際、市内でも何校か、保護者や地域の方々へのアンケート結果を踏まえて評価を行った自己評価を学校評議員会における資料として提供し、評議員から意見をいただいている学校もございます。そういったことを考えれば、学校評議員会も学校関係者評価を行う機関として、学校運営等の改善に果たしていく役割も担っていく方法もあるのではないかと考えております。

長谷川 今のご回答を受けて、さらに質問させていただきたくしますが、この第3項委員 は、外部評価ということでご説明いただきましたが、私は、「保護者」、「学校評議員」などは、ある程度学校運営の状況を知っているという意味では、どちらかという「外部」よりは、「内部」に近いのではないかとこの感じを受けます。例えば、大学など既に昨年ぐらいから外部評価制度が始まっているようですが、その外部評価委員というのは、本当に普段から評価を受ける大学との接点がない方たちです。いわゆる学識経験者で、お住まいが地理的にその学校に近い方、その大学の専門分野に近い方ではありますが、普段はその大学についてまったくかわりを持っていない方が、全くの白紙の状態という視点で、学校を見て感じたことをいろいろ挙げていただくという効果があったと思いますので、この学校評価についても、そういった立場の方によって外部評価委員会として立ち上げるのであれば、本来の外部評価になると思いますが、例えば、PTAの役員の方、それから学校評議員の方のみということになると、その結果、内部評価とあまり温度差のないものが出てきてしまうような感触を持っております。その辺についてはいかがでしょうか。

内澤 現在、学校評価については、「自己評価」、「学校関係者評価」、「第三者指導室長 評価」という言葉で整理をしております。この学校評価については、この3つの整理の中で進めていくことになっていきます。

長谷川 確認ですが、この第3項については、解釈によっては第三者評価を行うとい委員 うことでよろしいでしょうか。

内澤 学校関係者評価というのは、保護者と地域住民等の学校関係者により構成さ指導室長 れた評価委員会によって行うことを指していますので、この第3項は、「第三者評価」ではなく、「学校関係者評価」を規定したものです。

鈴木 この第3項に関してですが、「結果の公表をするよう努める」というあいまい委員長 いな表現になっていますが、第4項のほうを見ますと、結果などを教育委員会に「報告するものとする」とあります。「公表するものとする」となっていないことについて、ご説明いただけますでしょうか。

内澤 条文上は、努力規定となっておりますが、平成21年度以降、学校関係者評指導室長 価の実施、公表、報告に向けて取り組む予定でして、小中学校校長会においてその方針を徹底することになりますが、具体的話は、学校現場との協議も必要ですので、校長会等と連携をとりながら、評価項目、公表方法、報告の形式といったものを詰めていきたいと考えております。

鈴木 ほかに質疑、ご意見等はございましょうか。

委員長 ほかにないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより議案第18号について採決をいたします。
本件の原案に対し、ご異議はございませんでしょうか。
(異議なしの声)

鈴木委員 異議なしということでございますので、議案第18号は可決いたしました。
委員長 続いて、日程第11(議案第19号)、それから日程第12(議案第20号)ですけれども、2つは関連がございますので、一括して審議をいたします。

それでは、日程第11(議案第19号)「大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第12(議案第20号)「大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

井上総務課長、相沢青少年センター館長、順次細部説明をお願いいたします。

井上総務課長 まず、大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてをご説明いたします。

この内容につきましては、保健給食課の新設や青少年相談室の事務分掌の整理を行うために改正するものでございます。

経過としましては、前会教育委員会2月定例会におきまして、「大和市教育局事務局における課及び課長職の新設について(協議)」の可決をいただき、2月21日付で市長へ協議書を提出いたしました。

その結果、2月22日付で市長から協議内容すべてについて同意する旨の文書を受領いたしましたので、今回必要な規則改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第3条ですが、保健給食課とその細部組織である保健給食担当を置くことを規定してございます。

続いて、第4条ですが、新設された保健給食課の事務分掌を定めるものでございます。

次に、第11条ですが、学校給食共同調理場の所属を学校教育課から保健給食課に変更する内容となっております。

なお、この改正内容につきましては、前会の協議書の内容と一切変更ございません。

保健給食課の新設についての改正につきましては、以上です。

相沢青少年センター館長 引き続きまして、教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の第8条を見ていただきたいと思います。第8条につきましては、青少年相談室の事務分掌に関するものでございます。8条第1号ですが、「青少年の相談」を、「青少年相談」に直すものでございますが、これは次の議題の規則である「青少年相談室設置条例施行規則」と文言の整合をとるものでございます。

第3号は、「長期欠席児童及び生徒に関すること」を、「教育支援教室に関すること」に改めるものですが、この「長期欠席児童及び生徒に関すること」と申しますのは、いわゆる適応指導教室のことを指していまして、今まで適応指導教室という文言につきましては、大和市適応指導教室設置要綱で規定され、事務分掌として規則には明示されていませんでした。今回、「条例等の整備方針」に従いまして、いわゆる適応指導教室を要綱から規則に格上げして規定するものですが、「適応指導教室」という名称につきましては、文部科学省初等中等教育局長からの「不登校への対応のあり方について」という通知によりつつ、その役割や機能から市民にわかりやすいものにするために、「教育支援教室」と改称するものでございます。

なお、対象につきましては、今までどおり「まほろば教室」といたします。

次に、第6号として「相談及び補導に関する統計並びに諸報告に関すること」を追加するものですが、これも第1号と同様に、次の議題の文言との整合性をとるものでございます。

施行予定は、平成20年4月1日となっております。

続きまして、議案第20号、「青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について」を説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。第2条第3号についてですが、先ほどの事務局及び所管機関の組織に関する規則と同様の内容でございまして、いわゆる適応指導教室を要綱から規則に格上げして、名称についても教育支援教室と改称するものでございます。

第7号の「青少年相談員に関すること」は削除するものでございますが、これは第5条に青少年相談員の設置が規定されておりまして、重複するということで削除するものでございます。

第8号以降は、第7号を削除したことにより号数を順次繰り上げているものでございます。

第5条については、ただいまの第2条の第7号を削除したことによりまして、「第2条の業務を推進するため」を、「青少年の健全育成に資するため」に改めるものでございます。

施行予定は、さきほどの規則同様、平成20年4月1日となっております。

鈴木委員 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ないようですので、質疑を終結いたしまして、これから議案第19号、第20号について、一括して採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

鈴木委員 異議なしということで、議案第19号、第20号は可決いたしました。

鈴木委員 続いて、日程第13(議案第21号)「平成20年度県費負担教職員の研修の一般方針について」を議題といたします。

内澤指導室長、伊藤教育研究所長、順次説明をお願いいたします。

内澤指導室長 お手元でございます平成20年度事業計画案をご覧ください。研究・研修の充実に向けての取り組みの全体像を示してございます。研究・研修の充実を図ることは教員にとって必要不可欠であり、教育委員会としては学校と一体となって、ますます研究・研修の充実を図っていかねばならないと考えております。

そこで、学校の研究・研修の充実に向けてということにつきましては、図でお示しましたように、指導室として大きく3点の事業を通して学校を支援していきたいと考えております。1点目が研修会の開催、2点目が各学校における教育研究の充実、3点目が指導主事等の学校訪問でございます。

次に方針として、4点挙げさせていただきます。

1点目が、文部科学省の中央教育審議会答申に書いてございますあるべき教師像を示しておりますが、このあるべき教師像を常に意識して取り組んでもらいたいと考えております。あるべき教師像として、「教職に対する強い情熱」、「教育の専門家としての確かな力量」、そして「総合的な人間力」が挙げられています。本市でもこの3つの要素を前面に押し出して、それぞれの研修を組んでいきたいと考えております。

2点目は、参加型研修を多くするということです。研修を組むに当たっては、一方的な講義ばかりでなく、演習や協議の場を多く設けまして、研修者相互に意見交換や情報交換の時間を多くしていきたいと考えております。

3点目が、研修会の内容の充実と精選を図ることです。研修会の内容の充実は今さら申し上げるまでもないことですが、質の高い研修会を行わせていきます。そのために、研修会の最後にアンケートを実施して、参加者の感想、意見を集約していきたいと考えています。

また、研修会の精選につきましては、全体のコマ数を、研修の効率化の観点から少しでも減らそうと考えまして、県の研修と市の研修の内容を吟味いたしまして、まず、市で昨年度まで行ってきました2つの研修会を廃止いたしました。具体的には、校内研究担当者会と3年次の先生方対象のフォローアップ研

修会、合わせて5コマです。

4点目は、新学習指導要領を意識するという事です。新学習指導要領の改訂の告示が3月に示されることになっておりまして、新学習指導要領に基づいて教科書等完全実施されますのが、小学校は平成23年度、中学校は平成24年度でございます。平成20年度は、新学習指導要領について先生方に周知をはかる年と考えています。

さまざまな研修会において新学習指導要領の内容を織り込み、最新の教育情報を先生方に提供していきたいと考えております。

次に教育研究についてご説明させていただきます。ここでは、昨年度までと変更になっている部分を中心に説明させていただきます。

3番の教育課題研究推進校ですが、小学校2校、中学校1校、計3校で実施しております。研究期間は3年間となりますが、発表については、2年次、3年次に行っています。20年度は林間小学校が研究3年次となり、発表会は11月28日に行うことになっております。また、光丘中学校は研究2年次ということで、中間発表を行うこととなります。

本年度も委員の皆さんには何度も研究発表会にご出席いただきましたが、来年度もぜひご出席いただきまして、ご指導を賜りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、来年度は新たに教育課題研究推進校として北大和小学校が算数をテーマに研究をスタートすることになっております。

次に、4番のふれあい教育実践研究推進校につきましてですが、委託期間は2年間です。この3校で、本年度に引き続いて研究を継続しますが、このふれあい教育の研究につきましては、上和田小学校が1月30日に自主発表、文ヶ岡小学校が授業研究会という形で発表をすることとなっております。学校の主体的な取り組みがこういう形で広がっていくことは良いことでもありますので、私どもとしては、学校を力強く支援し、また広く周知に当たりまして、市立学校全体の研究の充実につなげていきたいと思っております。

伊藤 1ページ目をお願いいたします。基本方針につきましては、昨年とほとんど教育研究 変わるところはございません。本市の教育の実態に即して、教育課題の解決を所 長 目指した研究・研修を進めていきたいと考えております。

来年度の重点的に進めていくものを中心に説明させていただきたいと思えます。

2ページ目をお開き下さい。従来、研究所が重点としてきました理数科教育の振興につきましては、今後も重点として取り組んでいきます。

それから、中ほどの重点事業の一番上の項目でございます大和市学校教育基本計画進行管理事業でございますが、これは基本計画が策定されて、来年、20年度で3年目になります。その次の2サイクル目の実施計画の策定の時期に当たりますので、来年度はその2サイクル目の実施計画の策定を行っていくことが重点になります。

続いて、調査研究につきまして、従来5本程度の研究を行っておりますが、来年度は、小学校外国語活動に関する調査研究を、3年計画で行っていく予定です。県のほうでも、中核教員を中心として研修講座を行っていきますので、その研修の中身と整合をとりながら、また指導室の担当者会との整合をとりながら、研究と研修をできるだけ一体化するような形で進めていくように考えております。

研修についてですが、今年度、「学級経営」に重点を置いて研修を組んでまいりましたが、非常に先生方の参加も多く、好評でございました。そういったことも受けながら、来年度も「学級経営」を中心に、また授業づくりの視点も重点を置き、さらに「児童生徒理解」ということで、これまでも取り組んでまいりました人間関係づくりについての研修も含めながら組み立てをしていきたいと思っております。

特徴的なものとしましては、来年度の2番目の人権教育で、「虐待」を扱う

というものです。また、教職員のメンタルヘルスについて、今年度から講座を立ち上げましたが、こちらにも継続をしていきたいと思っています。

6ページ目の、教科ですが、できるだけ多く設定していきたいと思っています。特に3番目の社会科では、これまで夏休みの中心の講座として、市内めぐりというような、巡検という講座を行ってまいりましたが、それを一旦取りやめて、社会科という枠組みで、社会の授業づくりという観点で行いたいと思っています。従いまして、20年度は巡検ではなく、社会科の授業づくりと教材開発という設定にいたしました。

それから、5番目ですが、道徳を取り入れようと思っています。これは道徳の授業の中でソーシャルスキルを身につけていくという、新しい取り組みもございまして、それを講座で紹介していきます。

7ページ目、毎年1回行っている教育講演会ですが、これは今年度の教育フォーラムでネット社会ということを取り上げた経緯もございまして、携帯電話の危険性についてとりあげる予定でございます。

理科総合講座ですが、こちらは理科離れということが言われていることもありまして、3本研究を行っていますが、1番目は、身近なところから理科の視点を持っていただきたいということで、ノーベル賞候補とも言われている方をお呼びして、市民に公開していきたいと思っています。

それから、3番目についてですが、特に理科の授業づくりということのポイントを押さえて、学習指導要領の改訂なども踏まえながら、授業づくりの視点で研修を行ってきたいと思っています。

8ページ以降は、情報教育の研修です。

9ページをお願いいたします。下のほうに として、情報教育研修講座（要請研修）というのがございます。ここ2年ほど、新しいコンピュータの機器が導入されて、導入時研修を何回も行わなければならない関係上、要請研修を取りやめておりましたが、来年度から再開したいと考えております。研修については、以上です。

理科教育の関係ですが、14ページ目に、やまとおもしろ科学館と並んで、子どもサイエンスフェスティバルを開催することとしました。やまとおもしろ科学館については、年間1回行っていますが、非常に好評であるということ、県の青少年センターのほうでも、ぜひ共催でお願いしたいという要望がありました。それを受けた形で、来年度は冬に行ってきたいと思っています。

17ページ目、教育フォーラムですが、20年度は7月26日土曜日に実施する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

鈴木 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします
委員長 長す。

田村委員。

田村 昨年度、研修については、厳しい注文をさせていただきました。これは十分
委員長 考慮して予定を組んでいただいていると思っていますが、特に心配しています
職務代理者 のは、科目に英語が入ることについて、昨日、「学校現場において課題
山積み」という新聞記事を目にしました。要するに、2011年から英語必修
化に備えて、各学校で大変悩んでいるということとして、教育研究所、指導室
において調査部会がありましたでしょうか。今後の展望も含めて、英語教育に
ついて、指導室と教育研究所でどのように対応していくのか。お考えがありましたら
お聞かせください。

伊藤 これまで研究所のほうから「ウォームアップと」という指導資料集を出してき
教育研究 たという経過もございまして、それを学校で活用する先生は活用するという、
所 長 対応はまちまちであったと思います。

研究所でも、毎年1回、必ず英語の講座を持っておりまして、授業展開の仕
方の例として、研修講座で示していくということがあります。そのときに、各
学校から1人ずつ必ず先生を出してくださいという形でお願いをしてきたので

すが、なかなかそういった形が広がっていかないという実態が正直ございました。

そこで、本格導入に備えまして、調査研究部会を立ち上げ、1年目は、中核教員となっている方を研究員とし、本市の英語教育の方向性を一本化できるような形で研究を進めていこうと考えています。最初の1年目は、学習指導要領がどのように変わるのかを学習していく期間になると思います。2年目につきましては、具体的に動いていく期間として、実際にカリキュラム等、指導案等も作成しながら、英語教育の年間カリキュラムを考えていくこととなります。3年目は、指導案とカリキュラムを実践に移しながら、必要な修正を加えながら、全面実施に間に合うようにしたいと考えています。

指導室も担当者会を実施することになるとは思いますが、連携をしながら、方向性を定めていこうと考えています。

田 村 指導室も研究所等と連携をとっていただいて、対応をお願いしたいと思委員長 います。

職務代理者 また、指導室、研究所の来年度の研修会の講師等については問題ないと思委員長 いますが、最近、学校で外部からさまざまな方をお呼びする傾向が強まっていますので、講師については十分吟味し、各学校にも指導していただきたいと思委員長 います。

長 谷 川 指導室の計画案ですが、各研究・研修等の助成の金額等が一覧になっている委員長 表の中で、「いじめ防止対策事業」ということで、28校に1校当たり1万円と記載されています。

この使い道について、これはあくまでも研究・研修のためのもので、児童生徒への具体的な方策については別に予算が組まれているのかについて、お伺いします。

内 澤 子どもたちの、いじめ防止に向けての主体的な活動を支援するための予算立指導室長 てをいたしました。特に子どもたちの発想による、例えば胸につけるリボンを買うため、旗を作成するため、あるいはポスターを掲示するため、そのような消耗品等の予算を計上しております。

長 谷 川 それでは、そのお答えを受けまして、消耗品等の補充というイメージがあり委員長 ますが、例えばこれを1校当たり分散せずに、28校であれば、28万円を集め、何か講演を行う、講師を招いてワークショップを開くということも考えられ、むしろ効果が高いのではないかと思います。講習、研修についてはこういう行事があり、その上で、消耗品代等ということでここに1校ずつ1万円上げたということなのか、講習会、ワークショップ等はここに位置づけてあるというものをお示しいただきましたら、私としては納得できるのですがいかがでしょうか。

内 澤 いじめ不登校対策事業ということで、新規事業を開始することとしました。指導室長 いじめの未然防止につきましては、先ほどお話ししましたように、フォーラム、そして学校へのいじめ未然防止に向けての子どもたちの主体的な活動を支援していくということが、大きな2本の柱でして、2本目である子どもたちの主体的な活動を支援していくための予算立てということで、ここにお示ししてございます。

井 上 いじめ対策については、教育委員会として中心的に力を入れていくというこ教育総務 とです。

部 長 いじめについては、いじめをする側、あるいはされる側というのは、あくまでも子どもたち自身の問題ですので、子どもたち自身がまず主体的に考えるというのが第一なのではないかと考えています。これまでは、むしろ教師や教育委員会側が事後的にもしくは対症療法的に対応してきたのではないかと思います。そうではなくて、むしろそれを予防する、あるいは自らそういうことをしない、させないということについて、子どもたち自身が考えるということが第一であろうということで、財政状況が厳しいおりでもあり大変少ない予算とは思いますが、むしろ子どもたちが、先ほど室長が申し上げましたとおり、例え

ば、胸にリボンをつけて、自分たちはいじめをしないようにする、あるいはポスターですとかのぼり旗、そういったものを自主的に行っていく。そういう子ども達の自主的な取り組みを大切にしようではないかということが、主眼です。これを契機として、広げていき、いじめのない学校にしていきたいという思いから、ここの指導室の研修の部分のみならず、教育委員会全体としては、フォーラムを中心に別建てで、いじめ防止対策事業として予算化をしています。

鈴木委員 研究発表の会場にも私ども教育委員、何回か伺わせていただいて、非常に熱心な研究成果を見せていただきましたが、そのときの我々の感想として、ややテーマが抽象的で、何をやってもそのテーマに結びつくと言えば結びつくような形のものが多いように見受けられ、この研究成果が学校に定着して積み上げられていくだろうかという疑問を呈してきたこともありましたが、この新年度計画を見ますと、新しく1年次で始まった北大和小学校では、確かな学力を目指してということで、算数科の研究というような、極めて具体的なテーマを設定されているという部分は、指導室からの指導のたまものかと思って見せていただきました。

ほかにございませんでしょうか。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第22号について採決をいたします。

本件の原案に対して、ご異議はございませんか。

(異議なしの声)

鈴木委員 異議なしということでございますので、議案第21号は可決いたしました。

ここで日程の追加と変更をさせていただきます。

まず、日程の追加といたしまして、日程第16(議案第24号)大和市教育委員会職員の人事異動についてと、日程第17(議案第25号)大和市文化財保護審議会委員の委嘱についての追加をいたします。

そこで、この議案の第24号及び第25号についてですが、人事案件でございますので、非公開ということにさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

鈴木委員 異議なしということでございますので、追加いたしました日程第16(議案第24号)及び日程第17(議案第25号)は非公開といたします。日程第16(議案第24号)及び日程第17(議案第25号)が非公開となりましたので、議事の進行上、ここで日程の順番を変更いたします。先にその他に入りまして、その後で議題に戻りまして、日程第14、日程第15、日程第16、日程第17を順次審議してまいります。

ここで、暫時休憩としたいと思います。休憩時間は5分間とします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時46分

鈴木委員 それでは、時間になりましたので再開をいたします。繰り返し傍聴人の方へ申し上げます。傍聴人は議事については可否を表明し、審査に支障をきたすことのないよう、念のため申し上げます。

それでは、先ほど決定しましたように、「その他」について報告と質疑を行い、それからまた議事に戻りたいと思います。各課より報告をお願いいたします。

曽根社会教育課長。

曽根課長 お手元にさくら文芸祭の作品集の冊子がございますが、前年度に引き続き社会教育して、本年度も大和市さくら文芸祭ということで、短歌、俳句、川柳の一般公募展を実施させていただきました。全部で120点、内訳としては短歌29、俳句56、川柳35という応募がありまして、3月7日から3月12日にかけて、郷土民家園で展示会を行いました。部門毎に、審査をいたしまして、最優秀賞、優秀賞を選定いたしました。3月9日、市長に出席いただきまして、教

育長、各審査員の方々もおいでいただきまして、表彰式を実施いたしました。
好天の中、無事終わりました。以上、ご報告申し上げます。

鈴木 何か質問等ありますでしょうか。

委員長 長谷川委員。

長谷川 展示、表彰式の時期ですが、今年は3月上旬ということでしたが、数週間後
委員 に寄せてまさに桜の時期にするというのは、ほかの行事等の調整で難しいので
しょうか。

曾根 実は、前年度はこの期間の1週間後でして、河津桜が散りはじめていまし
社会教育 た。そのため、今年は1週間早めて満開の時期をねらったのですが、実際はつ
課 長 ぼみにもなっていないなかったという状況でして、なかなか桜の時期に期間を当て
るとするのは難しいと痛感しております。

鈴木 次は、小川学校教育課長。

委員長

小川 「人事評価に関する苦情の取扱いに関する内規」について、報告事項という
学校教育 ことでご説明申し上げます。

課 長 県費負担教職員の人事評価に関してですが、地方教育行政の組織及び運営に
関する法律の第46条の規定によりまして、以前より勤務評価は行われており
ました。平成15年度より、教職員の能力の育成、開発を図るとともに、人事
上の処遇に活用し、もって学校組織の活性化に資することを目的とし、新たな
人事評価システムを導入いたしました。導入されました人事評価システムが来
年度から、平成20年度から一般教職員の期末勤勉手当、特に勤勉手当の成績
率に反映されるということになっており、また、年1回の昇給に反映されるこ
とになっております。その基礎資料の1つとして人事評価が採用されることが
決まっております。

それに伴いまして、学校長による評価あるいは人事評価システムそのもの、
あるいは面接のやり方などについての苦情及び相談を受け付けるシステムを各
市で策定することとして、県が標準モデルを作成しまして、それに基づき、県
内各市で作成しているものでございます。

第1条(目的)ですが、この内規は、神奈川県市町村立学校職員の人事評価
に関する規則に基づいて実施する人事評価に関する苦情の取り扱いに関して必
要な事項を定め、人事評価の公正性及び公平性の確保に資することを目的とす
る。と定めております。

第2条(定義)ですが、具体的には、(1)苦情申出、それから(2)苦情
相談、この2種類ができるということを定めています。苦情申出は、規則第8
条に規定する苦情、具体的には、一般教職員の場合には、校長が最終的な評価
をつけることとなりますので、校長が観察指導者として行った評価の結果に対
するものです。2番目の苦情相談というのは、人事評価制度そのものや校長や
教頭の対応等に関する苦情についてのものがございます。

3番目、第3条(組織)ですが、第1条に掲げる目的を達成するため、教職
員人事評価苦情審査会と教職員人事評価苦情相談窓口の2種類を設置します。
審査会は、委員長1人、副委員長1人、委員若干人をもって組織します。審査
会の委員長は、教育総務部長の職にある者をもって充てる。審査会の副委員
長は、学校教育課長の職にある者をもって充てる。審査会の委員は、別表に挙
げる職にある者をもって充てる。相談窓口、(2)のほうの苦情相談の窓口は、
学校教育課に置くと定めております。

以下、第6条(調査員)。審査会の審査事案について調査するため、調査員
を置く。調査員は、学校教育課職員のうち、人事事務を担当する職員をもって
充てる。

第7条(苦情申出)。これにつきましては、第4項、次のページになりま
す。申出者は、苦情の申出及び苦情の内容について説明する際に、申出者が指
名する職員1人を同席させることができるものとする。

第10条(審査結果報告)。審査会は、苦情申出の対象となった評価ごとに

審査を行い、その結果及び理由について、教育長に報告するものとする。前項の報告に当たって、審査結果については、次の各号のいずれかに区分するものとする。(1)校長の行った評価を妥当とする。(2)校長に対して再評価の指導を要する。どちらかとなります。

第15条、苦情相談のほうですが、苦情相談を受け付け、処理するため、相談窓口相談員を置く。相談員は、学校教育課職員のうち、人事事務を担当する職員をもって充てる。

第19条(不利益な取扱い等の禁止)。校長は、職員が苦情の申出又は相談を行ったことにより、職場において不利益な取扱いを行ってはならない。

一番下になりますけれども、別表ですけれども、審査会、委員長、副委員長、委員4名、合計6名で構成する予定でございます。

以上のように定め、4月1日から施行する予定でございます。

鈴木 かなり大切な問題だと思いますので、ご意見のある方は伺いたいと思委員長 います。

今会、要領や要綱を規則にするといった機械的とも言える議案もたくさんありましたが、そういうものに比べて、この問題というのはもっとずっと教育にかかわるという意味では、大切な問題だと思いますが、どうしてこれは議案ではなく報告事項なのか、その根拠を教えてくださいたいと思います。

小川 この内規の根拠は、神奈川県市町村立学校職員の人事評価に関する規則でし学校教 育 課 長 長、この県の規則に基づいてこれは実施することになります。

鈴木

委員長 こういう問題について、教育委員が、たまたま自分が知り得たものについて発言するというのではなく、教員の評価に関連する部分は教育委員会が責任を持つという意味でも、非常に大切なことだと思うのですが、これが、単に報告で済まされてしまうということについて、私は納得がいけないところがあります。

山根 この勤務評価につきましても、評価をする者は、市町村であると法で規定さ教育 長 長、その方法等については、県教委が規則でこれを定めることになっていいます。それにのっとって今回定めるといことです。

長谷川 先ほどのご説明の中で、県の規則を根拠としているとありました。その規則委 員 長 を拝見させていただいた上で、市町村の裁量の余地がほとんどなく、この内規がつくられているということであれば、そのような理解ができたのではないかと思います。そのご説明をいただきたいのですが。

小川 この苦情処理の制度を含めた人事評価制度自体は、すでに平成15年から実学校教育 課 長 長、施されております。この制度は県教委規則によって定められておまして、当然その段階でこの教育委員会に対して報告等があつてしかるべきものだと、私のほうでは解釈しておりました。

人事評価は、苦情処理も含めましてすべて県教委規則にのっとって実施されております。この内規は、苦情相談と苦情申出をどのような形で受け付けるか、手続について定めたものでございます。

鈴木 これは私の率直な意見ですが、教育委員会に議題として上がるものについて委員長 長、は、字句の問題や法改正によるもの、要は変えざるを得ないものが議題になっているということが圧倒的に多いと感じています。むしろより実質的な、教育、学校のあり方にかかわる部分については、教育長の専権事項ということで、我々委員の審議の前に決まってしまうことが多いように思います。

国や県の権限との兼ね合いもあるでしょうが、そのような分野であっても、大和市の教育の実質にかかわるものについては、議題として審議に挙げられるように工夫をしていただきたいと思委員長 います。

ほかの方は何かありますか。

なければ、報告、ほかに事務局からありますでしょうか。あるいは、委員のほうから何かありますか。

それでは、4月定例会の日程をお知らせして、その他を終わりたいと思委員長 います。

すが、4月定例会は、4月24日木曜日午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、議事に戻りまして、日程第14（議案第22号）「35人以下学級の早期実現を求める請願書」を議題といたします。

それでは、直ちに質疑に入ります。

それでは、今からこの請願、議案第22号について質疑に入ります。

なお、本件につきましては、請願内容と請願理由に若干の相違はございますが、平成17年12月教育委員会定例会におきましても、関連類似の請願書が提出されて、私どもで審議をいたしましたので、当時、教育委員会の委員長であった田村委員から、関連についてご確認を願いたいと思います。

田村委員 それでは、審議に入る前に、今委員長がおっしゃったようなかわりがあり
委員長 ますので、私たちとして確認しておきたいことがありますので、申し述べたい
職務代理者 と思います。

1つ目についてですが、今回の請願は、提案理由に前回と違うところもござい
ますが、ほぼ趣旨は同じであると解釈いたしております。前回の平成17年
の定例会では、審議を経て、留めという結果となっております。

1学級の人数を35人もしくは30人にするということにつきましては、過
去、市議会における文教市民経済常任委員会においても審議された案件である
ということは、私たちは再確認しておくべきことということを、そのときに申
し上げております。

2つ目ですが、これから学級の定員数について私たちが考えるわけですが、
審議の前に確認をしておくべきことを申し上げたいと思います。

現在、1学級40人という学級の上限定員になっておりますが、現在、大和
市の状況として、例えば現在1学級が40人の定数で3クラスという西鶴間小
学校の3年生120名の件について考えたいと思っています。

西鶴間小3年生120名を30人学級にすると、1クラス30人ずつ4クラ
スというクラスになります。しかし、学級編成の制度からしますと、1クラス
24人ずつを5クラスということになります。また、1クラス36人ずつで、
現在2クラスになっております上和田小学校の4年生の例をとりますと、35
人編制にいたしますと、1クラス24人の3クラスになります。これをさらに
30人編制にすると、1クラス18人の4クラスになります。学級編制を考え
たときに、40人とすると、学級が40人近い状態ではないかとい
う、誤解を時々受けます。編制上はそのような形になるということ、まず承
知しておいていただきたいと思いますので、委員の皆さんもぜひそれを頭に入
れていただいて、今後の審議で考えていただければと思います。

鈴木委員 今、田村委員から具体的な例を挙げた数字がありました。学校教育課長、
委員長 今の数字は間違いはないですか。

小川 はい、そのとおりです。

学校教育

課長

鈴木委員 では、ほかに。

委員長 長谷川委員。

長谷川委員 田村委員に続きまして、さらに確認ですが、大和市内の学校について、現在
委員 の数字を確認した上で、次の審議等に移っていくべきであると思います。

現在、大和市立の学校で35人以下の学級編制をされている学校も多いと思
います。現在の数字としてお示しいただきたいと思います。あわせて、35人
以上のクラスについて、少人数指導という措置がとられている現状を認識して
おりますが、この点についても、数字での実態をお示しいただいて、討議に進
めさせていただければ幸いです。いかがでしょうか。

鈴木委員 現在の市内の公立小中学校のクラス編制の数字的な実態ですね。

委員長 学校教育課長。

小川 平成19年5月1日。国の基準日の数で申し上げます。

学校教育 小中学校ですと、30人以下のクラスが77クラス、全体の21.2%。3
課 長 1人から34人、176クラス、全体の48.3%。35人というクラスが2
6学級、全体の7.1%。36から39、これが80クラスで22%。40人
のクラスが5クラス、1.4%。総括しますと、小学校全クラスで364学級
あります。そのうちの279クラス、76.6%が35人以下学級になってお
ります。残りの85クラス、23.4%が35人超の36人から40人学級で
ございます。

中学校の場合、30人以下学級はございません。31人から34人のクラス
が30学級、20.7%。35人のクラスが20クラスで13.8%。36か
ら39が90クラス、62.1%。40人のクラスが5クラス、3.4%。中
学校は、全クラスで145クラスでございます。145クラス中、50クラス、
34.5%が35人以下学級でございます。

長谷川 大和市が行っている少人数指導、こちらについても、現状を確認させていた
委 員 だきたいと思います。

小川 大和市では、平成14年度から1学級の児童数が多い小学校1年生を対象に
学校教育 少人数指導、チームティーチング、その他きめ細かな指導を支援して、学校生
課 長 活の順調なスタートを切るために、非常勤講師の配置を行っております。

平成14年度は、3校、3名分でスタートしましたが、平成18年度には5
名、5校に増員しました。翌平成20年度、来年度は7校、7名に強化する予
定でございます。なお、本年度、平成19年度からは中学校にも3校、3名
分、市費の少人数非常勤講師を配置しております。また、配置校に関しまし
ても、本年度、平成19年度から、小学校2年生以上も配置対象に加えまし
た。

奥原委員 続けて確認ですが、今回の請願の理由の中で、いじめや不登校、学級崩壊な
ど、さまざまな問題が、と説明されていますが、1クラスの児童と生徒数が多
い状況では十分に教育が行き届かないということなのですが、これまで非常勤
講師として、TTや少人数指導ということで、配置の措置がされていると思
います。こういった諸問題に対して、非常勤講師を配置することによる効果とい
うのはあったのかということをお聞きしたいのですが。

内澤 少人数での指導が可能になったことによって、1人1人に目が行き届きやす
指導室長 くなって、きめの細かい指導ができるようになった、あるいは少人数になると
教師に精神的なゆとりが生まれて、それがよりよい指導につながるといった、
そういったある意味で間接的な効果については、学校からも報告を受けていま
すが、非常勤講師の配置することが直接いじめや不登校等の未然防止に効果
があるかどうかについては、明確に効果があると申し上げることはできないと考
えております。

鈴木 いじめに関する調査などの結果の数字から、明確な相関関係は見えないとい
委員 長 うことでしょうか。

内澤 はい。

指導室長

奥原委員 参考までに、先般全国的な学力テストが行われて、その結果から見て、先生
の目が行き届かないのではないかと指摘もあったのですが、その中でクラ
スの児童生徒の人数と、成績のかかわり合いはあったのかということが1点目
と、2点目として、その生徒児童の人数の関係で、いじめや不登校の実態調査
の結果があれば、教えていただきたいと思えます。

内澤 昨年4月に実施されました全国学力学習状況調査の結果の分析をしたもの
指導室長 が、県の教育委員会から報告書として出されていますが、それによりますと、
少人数指導の有効性については広く認められているところですが、チームテ
ィーチングや少人数指導での習熟度指導の実施と、児童生徒の学力調査との関係
をクロス分析すると、習熟度別指導を行っているかどうかについては、小学
校、中学校の両方において学力調査の平均正答率の高低にはあまり影響しない
傾向にあることが認められたとされています。

したがって、今回の学力学習状況調査の結果からは、少人数指導と平均正答

率との間に相関関係が読み取れないという結果になっております。

次に、いじめの発生と学級の児童生徒の関係についてですが、いじめが発生する要因として、本人の問題、あるいは家庭、あるいは学級集団の問題、教師の指導にかかわる問題など、複雑に絡み合っている場合が多いのが現状でございまして、学級の人数といじめの発生率との相関関係は特に見られませんし、また、不登校の理由につきましても、友人関係や学年の問題、あるいは本人、親子関係など、やはりさまざまな複合的な理由によるものでして、いじめ、不登校の出現率と学級集団の規模についての相関関係は、現在のところ認められておりません。

田 村 今、指導室長が説明されたとおり、私は学級の人数が少ないほど、教師の見
委員 長 る目に余裕が生まれて、様々な面で利点があることは認められると思います。
職務代理者 しかし、学級の児童生徒数の多少が、いじめや不登校の多い少ないに直接影
響するとは考えにくいと思います。やはり、さまざまな要素が絡み合ってそのよ
うなことが生じてしまう訳で、人数に関わりなく、特にいじめが出やすい学級
集団というのもあると承知しています。これは家庭も含めたさまざまなことを抱
えてきた子ども自体の問題もありますから、間違いないわけですが、人数につ
いては、直接原因としてあまり考えるべきではないのではないかという思いを
持っております。

鈴 木 ほかにどうですか。

委員 長 それでは、私から質問させていただきます。

この請願書では、直接的には非常勤ではなくて、常勤の教員を大和市の公立
学校が全学年で35人学級となるように、大和市独自で教員の採用を行うとい
うのがご趣旨のようですが、仮にそのことを行った場合にどのくらい費用がか
かるのか。試算結果がありましたら教えていただきたい。

小 川 先ほど同様、平成19年5月1日現在の児童生徒数から算出します。

学校教育 まず、全小中学校で35人学級を実施するとした場合、普通教室が小学校で
課 長 6教室不足、中学校で4教室、合計10教室不足します。教員の場合、小学校
で27人、中学校で18人、合計45人不足します。仮に教室をプレハブ校舎
で対応するとしますと、2億5,000万円、10教室分です。教員の場合、
仮に年間の給与ですが、800万円と試算した場合、3億6,000万円。ト
ータルで6億1,000万円。教員の場合は、常勤を雇用しますと、これは毎
年毎年市の負担となってまいります。

田 村 かなり大きな数字ですが、教職員の場合は、県が給与等人件費を負担してい
委員 長 ます。これを市で常勤雇用しますと、終始、その教職員が退職するまで市で責
職務代理者 任を持つということになります。これは、本当に市でできるのかなと疑問を持
っているわけですが、ほかの市町村で、例があるのか、またはその雇用につ
いては非常勤なのか常勤なのかというデータはございますか。

小 川 神奈川県内の状況については、県の教育委員会に照会をいたしまして、その
学校教育 結果、単独で常勤の教員を雇用している市、町、村はございません。すべて非
課 長 常勤で対応しております。別の見方ですと、神奈川県内で30人以下学級を
実施している市はございません。35人以下学級を実施している市は、寒川町が
平成16年度より、厚木市が平成17年度より、この1市1町でございます。
神奈川県内では1市1町が35人以下学級。寒川町のほうは、33人程度学級
という言葉を使っています。さらに申し上げれば、寒川町の場合は小学校が5
校しかございませんので、雇用している非常勤は、平成19年度は2名とい
うことでございます。

鈴 木 これまで質疑とか試算などを伺ってまいりましたが、それらを踏まえて教育
委員 長 長にお尋ねしたいんですが、教育長としてはこの請願をどのように受け止めら
れていきますか。

山 根 さまざまな、数字が出てきましたが、まず、教員の採用等は、県費負担教職
教育 長 員と言われますように、任命権者である県の責務であります。市は、学校の設
置者として、教育を実施する場であります校舎など条件整備をしていくのが基

本的な責務であります。大和市の場合は、重点的に予算を組みまして、渋谷中学校を新築し、光丘中学校の改築も今年度終了する予定になっていますが、そのほかにも、老朽化しつつある体育館を抱えた学校など、順次耐震基準に合わせて改築を行っていく必要がございます。

その中で、独自に正規の教員を採用した場合は、その教員が定年になるまでの身分を保障する必要もありますし、そういう面から考えましても、市にとっては非常に大きな負担になることは紛れもない事実であると思います。

田 村 今の教育長のお話と先ほどの学校教育課長の話を聞くまでもなく、この請願
委員 長 を受けたときに、私も元教員ですが、やはり少しでもクラスの児童・生徒の数
職務代理者 は少ないほうがいいだろうという思いは請願者と同じです。そういった思いの中
では、この請願を出していただいたことについては、非常にありがたくもあり、
そして重く受け止めているわけですが、実際、生じてくる問題として、市
で常勤の教職員を雇うということは、その人の生涯にわたってということになり、
困難性が非常に高いのではないかと考えるようになってまいりました。

この請願について、結果的には、市独自として相当数の教員を採用していく
ということについては、かなり問題が大きいと考えざるを得ません。

この請願については、不採択にせざるを得ないのではないかと考えておりま
す。

山 根 私もこの請願につきましては、その趣旨は十分理解をできるわけですが、
教育 長 今、田村委員のお話にもありましたように、現状では、導入の措置となります
と大変な財政的な負担もかかるわけですので、現時点では不採択という判断を
下さざるを得ないと考えております。

鈴 木 質疑から、既に採否をめぐる討論に入っておりますが、長谷川委員、奥原委
委員 長 員のご意見もお伺いしたいと思います。

長 谷 川 改めて請願書、請願理由を拝見させていただきますと、前段のほうでは、請
委 員 願理由の書面のほうで、少人数教育についての非常勤講師の配置、特別支援教
育など、まさに市が取り組んできた実績についてはしっかり評価をしていただ
いていると受け止めております。

その中で、さらに踏み込んでいじめや不登校などの解決について、一番の早
道だと思っているということが、この請願者の皆様の見解かと思いますが、市
の教育を、私どもとほぼ同じ歩調で見ていただいていると、私は感じておりま
す。

やはり保護者としても、物理的にも少しゆとりのある、1つの教室に40人
よりは30人程度のところで子どもの教育環境というのは望むことは決して否
定しないのですが、ここは教育行政という限られたお財布の中での話というこ
とで伺っている中で、私は今後とも非常勤講師の配置の充実ということが市の
行政としてできること、そして、いじめや不登校の学級崩壊などについての問
題については、やはり主人公となる児童生徒をいかに教師、そしてそれを送り
出す家庭がどのようにこのことを受け止めるかという、ここをしっかりと、特
に私は保護者という立場で言うと、送り出す家庭の問題、何かトラブルを抱え
たときの子どもたちの気持ちを受け止めてあげる、そういうことにその予算の
お財布で足りない分は、家庭でもそうですけれども、お財布が足りない分は気
持ちで補うというか、美談になってしまいますけれども、実際問題、やはり限
られた予算で無理なことは明らかですので、これだけある部分、非常に大和の
教育行政を理解していただいている方だけに、留めというグレーの判断より
は、このことが現状で到底無理だということをお示しして、ご理解いただけ
るのではないかと、不採択でもご理解いただけるのではないかと、私は思ってお
ります。

奥原委員 私も同じ意見ですが、確かに、私個人からしてみれば、もう35人、30人
学級ということは、できることなら実施したいと思います。恐らく皆さんもそ
う思われていると思いますが、しかし、教育委員の立場として、それを採択で
できるのかとなりますと、現状、人件費や、あと設備の費用など、市の予算の話

も勉強させていただいている中で、そこで無責任に採択しましょうということ
が言えないというもどかしさがあります。

ほかの委員の皆さんもおっしゃったように、非常勤講師の充実についてもそ
うですが、先生の負担が多いということであれば、先生の負担を軽くするには
先生の人数を増やす以外に道はないのかという考えもできると思います。

例えば、授業や生活指導以外の学校の業務で、実は先生のかかなりの負担があ
るのではないかと考えています。その負担をもう1回見直す、1案ですけれど
も、教員ではない方にその業務を任せるなど、改善する余地がまだあるのでは
ないかと考えています。

今回の、教員を増員し、学級の人数を減らすという請願については、残念な
がら不採択という方法を私もとるしかないと考えております。ただし、ほかの
方法も考える余地があると思いますので、先生方、また教育委員会としても考
えていくことが必要であると考えております。

鈴木委員 それぞれの委員の方からご意見がございました。

鈴木委員 さらに討論を続ける必要がございますか。

それでは、討論は終結いたしまして、採決をいたします。

本件、この請願書を採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手なし。)

鈴木委員 挙手の委員はございませんでした。この請願書を不採択と決しました。

鈴木委員 (委員全員挙手。)

鈴木委員 全員挙手ということで、本件は不採択と決しました。

鈴木委員 それでは、続きまして、日程第15(議案第23号)「県や国にたいして、
30人学級の早期実現を求める意見書の提出を願う請願書」を議題といたしま
す。

それでは直ちに質疑に入ります。

鈴木委員 長谷川委員。

鈴木委員

長谷川委員 まず、請願書面の内容についての確認をさせていただきたいと思

長谷川委員 請願理由の中に、神奈川県は不登校の児童生徒の数が全国最多とあります。
このことについて、事務局で把握している数字についてこの場で共通認識をも
つために、確認させていただきたいと思

内澤指導室長 文部科学省の調査によりますと、平成18年度の神奈川県の不登校児童生徒
数は、1万131人となっております、全国最多となっております。出現率
で申しますと、全国で5番目となっております。

奥原委員 続けて確認ですが、市教育委員会が県や国に対して意見書を提出した場合、
その意見書というのは県や国ではどのように扱われるのでしょうか。

井上総務課長 県の場合、各自治体固有の要望として取り扱うと、聞いております。

井上総務課長

鈴木委員 例えば、県教育委員会に出して、教育委員会会議の中で議題として論議され
ていることはないということですか。

井上総務課長 基本的には、各所管で対応することになりますが、そこで要望という形にな
ります。神奈川県の場合ですが、当然、大和市民であれば県民でございます。
県教育委員会に請願、陳情を出せば、県教委で審議を行う。そのような流れに
なるのかと思います。

田村委員 私はこの意見書は、前回は出しましたが、本来意見書というものは、市議会が
出すものであると聞いています。私たち教育委員会で、意見書というものを
出すことができるのかということ、また、出せたとして、どこへ出して、どう処
理されるのかと、最初に疑問を持ちました。

田村委員 それから、30人学級の件についてですが、現在40人学級ですが、昭和3
8年まで50人でした。それから昭和39年度から45人が始まりまし

た。現在の40人は昭和55年頃からですから、もうだいぶ続いているのですが、5
人ずつ減ってきているとはいえ、これには相当の年月がかかっているという事

実があります。国として費用の問題もあったと聞いております。

私は、30人学級の前に、むしろ35人学級を徹底して運動したほうがよろしいのではないかと考えています。35人でも、編成上30人以下になります。そこで、意図は十分汲み取れるのではないかと思います。このことに関しては、教育長いかかでしょうか。

鈴木 教育長。

委員長

山根 本請願には、到達目標としての30人以下の学級の実現という目標があるわけですが、しかし、いまの田村委員のお話にもありましたように、いきなり30人を国が制度化するとは思えません。ただ、当面は35人以下ということで、市独自の措置としてできるのかと言われても、これもまたなかなか難しい問題がございます。

いずれにしても、今のお話のとおり、45人学級が40人学級になりましたときにも、かなり大変な時間、長い時間がかかっています。その間は、粘り強い運動があつての実現だということになるわけですが、そのようなことも考えますと、今回も独自でというよりも、全国都市教育長協議会や神奈川県市町村教育長会連合会等々で、1月になりまして、横の連携をとりながら制度の改正を進めていく、財政措置も含めて進めていくというのが一番適切な方法ではないかと考えております。

鈴木 「国や県に対して30人学級の早期実現を求める意見書の提出を願う請願委員長書」については、平成17年の本委員会ではほぼ同趣旨の請願書が提出されまして、このときは当時の教育長から動議が提出され、請願の趣旨からも不採択というのは適切でないが、この請願のみを採択して大和市教育委員会として責任ある採択をしたということにはならないので、今後も30人学級の実現に向けて、他市と連携しながら、多角的に改善要求をしていくことが適切であるという趣旨の動議が出されまして、審議を留めたという経緯がございます。

ここで教育長、その平成17年度以降、他市町村との連携して改善要求をしていくという点では、どのような努力がなされたのかをご報告いただきたいと思えます。

山根 教育委員会といたしましては、従前から少人数学級の要望をしてきておりますが、平成20年度の要望としまして、神奈川県市町村教育長会連合会を通して、学級編制の弾力化及び少人数学級のための教員加配について、国の財源確保がない場合においても、県単独措置により実施することを要望してきております。また、国に対しまして、県費負担教職員制度の維持を図りつつ、学級編制の規模の標準を30人規模学級に改正するように、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正を要望するとともに、少人数学級実施のための学級編制基準及び教職員配置基準の改善、弾力的運用を図るよう、財政措置とともに要望してきております。

田村 私は、平成17年度にかかわったこともありまして、どの程度進んでいるか委員長 非常に関心があるわけですが、今の教育長のお話で、国・県に要望されていることは分かりました。それでは、その要望に対して、国・県はどのような措置を行っているのかをお聞かせください。

小川 先ほど田村委員のほうからありました教職員の定数改善計画ですが、昭和5学校教育 5年から平成3年まで12年間かけて、40人学級が完成しました。これは第5次教職員定数改善計画でございますが、第6次教職員定数改善計画、これは平成5年から12年ですが、学級編成ではなく、個に応じた多様な教育の展開ということで、主にチームティーチング等の指導方法の工夫改善に重点を置いた教員の加配になっております。

平成13年度から17年度にかけて、第7次教職員定数改善計画が実行されましたが、基礎学力の向上ときめ細かな指導ということで、小学校では国語、算数、理科、中学校では英語、数学、理科の少人数指導を中心とした教職員の加配が行われています。

平成17年度に一連の義務教育費国庫負担制度、地方六団体からの要望を受けての税源移譲の議論を交えて、最終的に中教審によって、新たな教育を創造するという報告書がまとまりましたが、その中で、今後の学級編制及び教職員配置につきましても、報告が出されております。引用させていただきますが、「教職員定数の一層の改善充実に当たっては、30人学級編制の実現を望む声が少なくないが、仮に全国一律に30人学級編制を実現する場合、教員定数が約11万人、給与は約8,000億、これは国と地方の合計額ですが、教室については、これは市町村の負担となりますが、この教室の増加に要する経費は莫大なものになる。また、仮に30人学級編制とした場合、1学年31人の場合には16人と15人の2学級編制となると。児童生徒が互いに切磋琢磨し、人間性、社会性をはぐくむための生活集団としては小さすぎるという声もある。」

続けまして、「したがって、学級編制の標準は現在40人であるが、学級編制の標準を全国一律に引き下げるという画一的な取り組みはせず、地域や学校の実情に合わせた柔軟な取り組みを可能とすることにより、少人数教育を一層推進する。」

平成17年秋に出されたこの方向で、現在、平成18年、19年は進んでいるものと認識しております。

鈴木山根教育長

委員
山根
教育

動議を提出させていただきます。

本請願につきましては、過去にも同様の内容が市議会に提出されておりますが、教育委員会といたしましては、市議会での質問に対しまして、30人学級の推進ということで、今後も活動するという事で答弁いたしております。

そういう意味では、この今回の請願につきましても、十分その趣旨は理解できるところであります。このようなことから、採択というわけにはいかないわけですが、しかしながら、今後の活動の進め方といたしましては、先ほども申しましたが、他市との連携をとりながら改善を要求していくことが、現時点では適切なのではないかと考えております。

したがって、今後もこの30人学級実現に向けて、財政措置ともあわせて、継続して要求していくことを、請願者の方にご理解いただきまして、本審議につきましてはこの程度に留めるということで、動議を提出させていただきます。

鈴木山根委員
お聞きのように、山根委員から、本件の審査を留められたいという動議が提出されましたので、この動議を先議いたします。

この動議を議題といたしますが、さらに討論を続ける必要がございますか。

お声がありませんので、なしと認めて、討論を終結いたします。

これより採択いたします。

本件の審査をとどめることに賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

鈴木山根委員
全員賛成ということで、よって本件は審査を留めることに決しました。

それでは、本日の会議時間を午後1時までいたしました。また案件も残っておりますので、午後1時30分ということに延長させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、続いて日程第16(議案第24号)と、その後審議する日程第17(議案第25号)につきましては、先ほど議決をいたしましたとおり非公開ということにいたしますので、関係者以外の退出をお願いいたします。なお、関係者としては、教育総務部長、総務課長、生涯学習部長、社会教育課長を指定します。

それでは、準備もございませんので、また5分休憩いたしまして、1時ちょうどから始めたいと思っております。よろしくお願いたします。

休憩 午後12時55分

再開 午後1時00分

鈴木 それでは再開します。

委員長 日程第16（議案第24号）「大和市教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。

井上総務課長、細部説明をお願いいたします。

井上総務課長 大和市教育委員会職員の人事異動についてでございますが、6級以上の職員について、退職する方、教育委員会を出向される方につきましては、3月31日付の人事発令。また、教育委員会へ配属される方、その他の異動者につきましては4月1日付で人事発令を行う予定でございます。

内容につきましては、お手元の資料のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

鈴木 細部説明が終わりました。

委員長 質疑、ご意見等がないようでしたら、質疑を終結いたします。これにより、議案第24号について、採決をいたします。

本件の原案に対して、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

鈴木 異議なしということですので、議案第24号は可決いたしました。

委員長 続いて、日程第17（議案第25号）「大和市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

曾根社会教育課長、細部説明をお願いいたします。

曾根社会教育課長 大和市文化財保護審議会委員の候補者名簿をご覧下さい。この5人の方を文化財保護審議会の委員に委嘱するものでございます。5人の方、それぞれいずれも再任ということになります。任期は4月1日から2年間でございます。

鈴木 細部説明が終わりました。

委員長 ご意見等ございましたらお願いいたします。

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第25号について採決をいたします。

本件の原案に対し、異議ございませんか。

（異議なしの声）

鈴木 異議なしということで、議案第25号は可決いたしました。

委員長

閉 会

鈴木 長時間ありがとうございました。

委員長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて教育委員会3月定例会を閉会といたします。

閉会 午後 1時05分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成20年3月25日

署名委員

署名委員

書 記